

中心部震災メモリアル拠点検討委員会設置要綱

(平成 30 年 12 月 3 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市中心部における震災メモリアル拠点（以下「中心部拠点」という。）について、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、中心部震災メモリアル拠点検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の掲げる事項について検討を行う。

- (1) 中心部拠点のコンセプト及び機能に関すること
- (2) 中心部拠点と周辺施設、他のメモリアル施設との連携・機能分担に関すること
- (3) 中心部拠点の運営に必要な体制に関すること
- (4) その他中心部拠点の基本構想に関して必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、哲学、建築又は震災伝承に関する専門的な知見を有する者もしくはその他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から委員会の解散の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(解散)

第 6 条 委員会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、まちづくり政策局防災環境都市・震災復興室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年12月3日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散の日限り、その効力を失う。